

現場代理人の配置における兼務の要件について

令和 7 年 2 月
山陽小野田市監理室

山陽小野田市が発注する工事について、現場代理人の配置における兼務の要件を下記のとおりとします。

記

1 対象工事及び申請について

令和 7 年 2 月 1 日以後に契約を締結した建設工事が対象となります。ただし、現場代理人の兼務についての申請手続きが必要です。

2 現場代理人の兼務の要件について

次の(1)、(2)又は(3)の要件のいずれかを満たし、かつ、(4)の要件の全てを満たす場合においては、受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人または主任技術者と兼務して配置できるものとします。

- (1) 密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50メートル以内の区域）で施工する場合
- (2) 建設業法施行令第 27 条第 2 項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- (3) 次の要件を全て満たす場合
 - ア 現場代理人を兼務する工事契約が 3 件以内であること。
 - イ 兼務する工事契約の **1 件当たりの契約金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）未満** であること。
- (4) 次の要件を全て満たす場合
 - ア 兼務する工事契約の発注機関が山陽小野田市でない場合は、その発注機関が兼務を了承していること。
 - イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置等）。
 - ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
 - エ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。